

中津川市公告第9号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年1月27日

中津川市長 青山 節児



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
R4坂下 上鐘1	中津川市坂下 字上鐘64-4	26-□-60	0.12	5年 (終期2028.3.31)	
R4坂下 上鐘2	中津川市坂下 字上鐘50-1外	26-□-51外	0.46	5年 (終期2028.3.31)	
R4坂下 上鐘3	中津川市坂下 字上鐘54-4	26-□-54	0.20	5年 (終期2028.3.31)	
R4坂下 上鐘4	中津川市坂下 字上鐘55-1外	26-□-57-1 外	0.22	5年 (終期2028.3.31)	
R4坂下 上鐘5	中津川市坂下 字上鐘44-2外	26-□-43外	0.39	5年 (終期2028.3.31)	
R4坂下 上鐘6	中津川市坂下 字上鐘72-1	26-□-63	0.20	5年 (終期2028.3.31)	
R4坂下 上鐘7	中津川市坂下 字上鐘42-1外	26-□-37外	0.183	5年 (終期2028.3.31)	
R4坂下 上鐘8	中津川市坂下 字上鐘43	26-□-40外	0.18	5年 (終期2028.3.31)	

2 縦覧場所 中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所林業振興課、及び中津川市ホームページ

3 本公告により、中津川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。